

令和2年度 第1回知多市都市計画審議会 会議録

日 時：令和2年5月18日（月）午後3時30分～4時30分

場 所：知多市役所 3階 協議会室

出席者：委員

（市議会議員） 富田一太郎、藤井貴範、勝崎泰生、夏目豊

（学識経験者） 竹内栄道、竹内尚明、竹内義博、長倉剛士、安藤博史

（その他市長が特に必要と認める者） 内藤彰夫、日比野紀子、早川一枝、岡本一美

市長 宮島壽男（途中退席）

事務局 鈴木宏式（都市整備部長）

（都市計画課）

渡邊辰徳（課長）、福岡正樹（専任統括監）、井上貴史（統括主任）

鳥井元将司、大矢みのり、澁谷貴史

（商工振興課）

林和宏（課長）、滝本典史（統括主任）

欠席者：なし

【事務局（都市計画課長）】

皆様、こんにちは、定刻になりましたので、ただ今より令和2年度第1回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、都市計画課長の渡邊辰徳でございます。

審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の会議の議事録につきましては、後ほど指名させていただく委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

さて、委員のみなさま方におかれましては、今年度から、あらためて2年間の任期にて委員にご就任いただいております。

本審議会は、今年度最初の会議ですので、事前にお配りしております名簿の順に自己紹

介をお願いいたします。

(各委員自己紹介)

【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございました。

それでは、ここで市長よりごあいさつ申し上げます。

【市長】

皆様、こんにちは。市長の宮島でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年度第1回知多市都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

現在、世界でコロナウイルス感染症の感染が拡大しており、知多市でも感染者が出ております。皆様の生活において様々な制約が生じ、ご不便をおかけしまして大変申し訳ありません。今しばらくご協力をよろしくお願いいたします。

本審議会を開催するにあたり、まずお詫び申し上げなくてはならないのは、委員のみなさまに本審議会委員を2年の任期で引き受けていただいている中で、本来であれば、委嘱書を手渡しして委員をお願いするところでございますが、会議の進行上、事前に郵送でのお渡しとなってしまったことをお詫び申し上げます。

みなさまにおかれましては、日頃から、都市計画行政に格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。それぞれのお立場からご意見をいただければと存じます。

本日、ご審議をお願いいたしますのは、大興寺地区計画の決定の1件となっております。委員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をお願い申し上げます。

今回の議題に挙げております大興寺地区に関しましては、既存の工業団地に隣接し、交通利便性の高い土地でもあり、工業用地としての高い需要に対応するため、新たな工業団地の形成を目指すものでございます。

また、3か年の計画で進めてまいりました都市計画マスタープランは、今年度末での公表を予定しております。さらに、立地適正化計画の策定も今年度が最終年度となっておりますので、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、作業を進めてまいります。

最後になりますが、今後とも皆様方の貴重なご意見を参考に都市計画行政を進めてまいりますので、引き続き、格別なるご協力をお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございました。

次に、事務局の担当職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

【事務局（都市計画課長）】

本日は議案第1号大興寺地区計画の関係で商工振興課長 林と担当の滝本が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、議案の審議が終了し次第、商工振興課の担当者は退席しますのでご了承ください。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に皆様に配布させていただきました資料は、初めに、令和2年度第1回知多市都市計画審議会次第、知多市都市計画審議会委員名簿、議案第1号「知多都市計画大興寺地区計画の決定（知多市決定）」の計画書、続いて右肩番号1-1から1-3までが議案第1号の資料、右肩番号2-1から2-3までが、議題の5 その他、報告事項の資料でございます。

また、都市計画案の縦覧結果を机上に配布させていただきましたのでよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

本会は、委員交代後最初の都市計画審議会であり、現在、会長職は空席となっております。

会長が選任されるまでの間、知多市都市計画審議会運営規程第5条により、前任の会長若しくは副会長が議長の職務を行うことになっておりますので、前会長の竹内栄道委員、審議会の進行をよろしくお願いいたします。

【臨時議長】

それでは、ただいまより令和2年度第1回知多市都市計画審議会を開会いたします。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は13名でございます。開催のための定足数である委員数の数に達しており、審議会は成立しております。

では、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員を指名させていただきます。議事録署名者には、富田委員と早川委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「2 会長の選出」に入らせていただきます。現在、会長席が空席となっておりますので、会長選出をお願いするわけでございますが、知多市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、「会長は委員のうちから互選により定める」となっております。互選方法について、ご提案いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員1】

指名推薦の方法をご提案させていただきます。

【臨時議長】

ただいま指名推薦の方法についてご提案いただきましたが、他にご意見ございませんか。ないようですので、指名推薦の方法でご異議ございませんか。

【委員全員】

異議なし

【臨時議長】

異議はないものと認め、会長選出は指名推薦の方法で決定させていただきます。それでは会長選出について、どなたか推薦をお願いいたします。

【委員2】

商工会監事の竹内栄道委員を推薦いたします。

【臨時議長】

ただいま私を会長職にご推薦いただきましたが、他に推薦はございませんか。

ないようですので、採決とさせていただきます。知多市都市計画審議会 会長は竹内栄道でよろしければ、拍手にてご承認をお願いいたします。

【委員全員】

(拍手)

【議長】

ただいま委員のみなさまのご推薦により、本審議会の会長に就任いたしました、商工会監事の竹内栄道でございます。本会は、知多市のまちづくりを決定する上で、重要な審議会でございますので、精一杯努めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。以上で、会長就任のあいさつとさせていただきます。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が議長となることとな

っておりますので、引続き私が議長を務めさせていただきます。

みなさまのお手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。次第「3 副会長の指名について」を議題といたします。

知多市都市計画審議会条例第4条第3項により、「副会長は委員のうちから会長が指名する」こととなっておりますので、改めて私から副会長を指名させていただきます。

副会長は、竹内尚明委員にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。副会長のあいさつをお願いいたします。

【副会長】

ただいま副会長にご指名いただきました、竹内尚明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。ここで、市長につきましては、他の所用があり、退席いたしますのでよろしくお願いいたします。

(市長退席)

【議長】

それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「4 審議」に入らせていただきます。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第1号「知多都市計画大興寺地区計画の決定（知多市決定）」についてご説明いたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。右肩番号1-1の資料をご覧ください。まず、はじめに地区計画制度の概要についてご説明します。

地区計画とは、建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発及び保全するための計画で、地区レベルのきめこめ細かな都市計画制度として位置づけられています。このため、都市計画手続きを必要とし、条例に基づく縦覧により、地域内の土地所有者等の意見を求めて都市計画の案を作成することとされています。イメージ図にあるように、用途地域だけでは定めることができない、地区レベルのきめ細かなまちづくりのルールを定めることができます。

次に、右肩番号1-2の資料をご覧ください。資料下側の赤枠の範囲が大興寺工業団地（2期）地区になります。知多市都市計画マスタープランにおいて、拡大工業地エリアに

位置づけられており、愛知県企業庁により事業を進めていく予定となっており、施行地区の面積は約14.2ヘクタールとなっています。

大興寺工業団地(2期)地区は、既存の工業団地に隣接するとともに、知多半島道路阿久比インターチェンジと都市計画道路知多西尾線を結ぶ県道草木金沢線に接し、地区中央を東西に市道大興寺線が通るなど、交通の利便性の高い地区であること、また、高まる工業系市街地の需要に対応するため新たな工業系市街地の形成を目指しています。

次に、右肩番号1-3の計画図と、左肩に議案第1号と書かれた計画書を合わせてご覧ください。地区計画で、緑地や道路の地区施設および建築物の用途制限などを定めることにより、工業の利便性の増進を図りつつ、周辺環境及び景観に配慮した工業団地として、適正かつ合理的な土地利用を図ります。

大興寺地区計画では、地区全体、約14.2haとしており、方針を定めていきます。議案第1号計画書、1枚目の中段に記載しています土地利用の方針を見ていただくと、工業の利便の増進を図りつつ、周辺環境及び景観に配慮した工業団地として、適正かつ合理的な土地利用を図ることとしております。この土地利用の方針を図っていくために、次ページに記載しています建築物等に関する事項のとおり、用途の制限や、容積率・建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置について、規制していきます。概要といたしまして、主に製造業や運送業に関する業種を誘導する内容となっています。

そのほかに、1ページ戻っていただきまして、地区施設として、道路1号及び2号、緑地1号から3号などの配置及び規模についても定めております。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。令和2年3月5日から3月19日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしました。縦覧者はなく、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員3】

この工業団地は、製造業・運送業を誘導するとのことでしたが、周辺環境に考慮した工業団地として、どのような用途が規制されるのですか。

【事務局】

議案第1号の計画書、2ページをご覧ください。建築物等の用途の制限の欄の①で製造業と運送業の中でも用途を制限しており、ア、イ、ウでさらに細かく規制をしています。例えばアでは、におい、粉塵、騒音に関する工場、イでは、危険物の貯蔵または処理に関する工場、ウでは産業廃棄物に関する工場を規制対象として、周辺環境及び景観に配慮した工業団地の形成を目指していけるような規制を設定しております。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。議案第1号「知多都市計画大興寺地区計画の決定（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、議案第1号は、原案のとおり可決ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、後日市長に答申いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上で審議については、終了させていただきます。

それでは商工振興課は退席をしてください。

(商工振興課退席)

続きまして、次第「5 その他」に移ります。

【事務局】

事務局より、お知らせが3点ございます。

まず、1点目の「知多市都市計画マスタープランの改訂について」説明させていただきます。

現在の知多市の都市計画マスタープランは、平成23年3月策定のもので、目標年次が令和2年度になっております。このため、新しい知多市都市計画マスタープランを令和2

年度末に公表できるよう、一昨年度から3か年の計画で改訂作業を進めております。右肩番号2-1の資料をご覧ください。ページ左側は、全体スケジュール・進捗状況についてお示ししており、図の一番右側が都市計画審議会のスケジュールの案となっております。まず、都市計画マスタープランのスケジュールとしましては、昨年度2月10日に第3回策定委員会を開催し、地域別構想について議論しており、そして今年度7月から8月ごろの第4回策定委員会では、今まで検討した内容・素案について、11月から12月ごろの第5回策定委員会では、最終案について議論します。都市計画審議会では、策定委員会で議論した内容について、都市計画審議会が開催された際には、進捗状況等をご報告させていただきます。

ページ右側をお願いします。策定委員会については、左側のスケジュールでお示ししているとおり、全5回の策定委員会を開催し、議論していただく予定となっております。第1回及び第2回の内容につきましては、昨年度までの都市計画審議会にてご報告させていただいており、第3回の内容につきましては、次ページにて説明いたします。第4回及び第5回の内容につきましては、次回以降の都市計画審議会にてご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、今後の都市計画審議会での報告予定についてです。今年度は、3回の都市計画審議会を予定しており、その際の報告させていただく内容としましては、資料右下に記載させていただいている内容となっております。

次のページをお願いします。ここからは、策定委員会で検討してきました内容についてご報告させていただきます。昨年度の都市計画審議会では、知多市全体のまちづくり方針について検討してきた全体構想についてご報告させていただいており、今年度は、全体構想で検討した将来都市構造や都市づくりの方針や地域の皆さまに参加していただいた、地区別会議で出た地域の魅力や問題点を整理し、これらを踏まえ地域区分ごとのまちづくり構想を検討しましたのでご報告いたします。地域区分は、日常的な生活圈域であるコミュニティ単位を基本とし、立地特性等が類似した圏域にまとめ、北部・東部・中部・南部・臨海地域の5つに区分しております。

ページ右側をご覧ください。ここからは、地域ごとの方針をまとめた、まちづくり方針図を掲載しておりますので、概要をご説明いたします。まず、北部地域について、本市の顔となる朝倉駅周辺においては、「知多市の中心となるにぎわいある都市拠点の形成」と

して、商業・交流機能や駅前居住機能の充実を図り、にぎわいのある都市拠点的形成していくことや、都市計画道路朝倉線、東海知多線沿道においては、「駅周辺や幹線道路沿道等の利便性を生かした日常生活が便利な住宅地の形成」として、周辺環境と調和を図りつつ、用途地域の見直しにより、生活利便施設等の立地を誘導し、歩いて日常生活を送ることができる生活圏の構築を図る旨などを記載しています。

次のページの左側をご覧ください。こちらは、東部地域の方針図となっています。東部地域について、都市計画道路知多刈谷線沿道においては、「(都)知多刈谷線における地域生活拠点の形成」として、未整備区間の整備に合わせ、用途地域の見直し等により、住民の安全で快適な生活を支える都市機能の充実を図り、地域生活拠点を形成する旨などを記載しています。

次にページ右側をご覧ください。こちらは、中部地域の方針図となっています。中部地域は、副次的都市拠点に位置付けされており、「その拠点にふさわしい商業機能等の維持・増進」として、大府常滑線や登り大曾線の沿道で、中部地域を訪れる方のための観光・交流機能の維持・増進を図ることや、「市街地の軸を生かした「まちめぐり」ができる環境の整備」として、中部地域内の歴史や文化、自然を楽しみ、滞在できるように、既存ストックを生かしながら、環境整備に努めていく旨などを記載しています。

次のページの左側をご覧ください。こちらは、南部地域の方針図となっています。南部地域について、新舞子駅周辺においては、「南部の玄関口として便利で暮らしやすい拠点づくり」として、駅周辺や幹線道路沿道を中心に日常生活を支える商業施設の充実を図ることや、都市計画道路西知多道路の金沢インターチェンジ周辺においては、「広域交流拠点としてふさわしい地区の形成」として、広域交流拠点の形成に向けた産業の立地誘導や旭公園を活用し、拠点形成を図る旨などを記載しています。

次にページ右側をご覧ください。こちらは、臨海地域の方針図となっています。臨海地域について、臨海部の工業エリアや南5区においては、「既存の工業系土地利用の維持増進」や、「美しい海浜の保全と良好な緑地の形成」などについて記載しています。以上のような内容を地域別構想として、策定委員会で検討してまいりました。

以上で、報告事項1「知多市都市計画マスタープラン改訂について」説明を終わります。

続きまして、報告事項2「知多市立地適正化計画の策定」について、ご説明させていただきます。

立地適正化計画は、急速な人口減少・少子高齢化が予測される社会的背景を踏まえ、コンパクトな都市構造の形成に取り組むためのもので、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つことから、都市計画マスタープランの一部として、策定するものです。

右肩番号2-2の資料をご覧ください。報告に入る前に、立地適正化計画の概要について説明いたします。立地適正化計画は、今後の人口減少・高齢化の進行やこれに伴う市街地密度の低下等に対応するため、平成26年の都市再生特別措置法の改正により制度化されました。人口減少・高齢化が進行すると、生活に必要な施設の撤退や公共交通の縮小・撤退、財政規模の縮小・公共施設の脆弱化や就業機会の減少など、市民生活への影響が懸念されます。本市においても、全国と同様に人口減少・少子高齢化が進むことが予測されていることから、持続可能な都市の形成を目指し、立地適正化計画を策定することとしました。立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画マスタープランの一部と見なされ、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら策定を進めます。都市計画マスタープランの計画目標はおおむね10年ですが、立地適正化計画はおおむね20年後、併せてその先の将来を考慮することも必要とされています。

続いて、1ページ目右側の立地適正化計画の策定イメージをご覧ください。薄い緑色で示された立地適正化計画区域内に、水色で示されている居住誘導区域と赤色で示されている都市機能誘導区域を定めます。居住誘導区域とは、人口が減少する中でも人口密度を維持する区域です。都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の機能を持つ施設を、都市の中心となる拠点に誘導・集約することで、都市としての機能を維持する区域であり、居住誘導区域の中に定めるものです。居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めることで、区域外で一定の規模以上の住宅等の開発・建築を行うような場合や誘導施設の開発・建築を行うような場合は、原則として届出が義務付けられるようになります。

次のページをお願いいたします。ここからは、立地適正化計画策定までの進捗とスケジュールについて説明いたします。ページ左側に立地適正化計画の策定スケジュールをお示しし、右側に策定委員会と都市計画審議会の予定をお示ししております。策定委員会は、全部で5回を予定しており、令和元年度の策定委員会は、第1回を令和元年11月19日、第2回を令和2年2月10日に開催いたしました。第1回の内容につきましては、昨年度の都市計画審議会にてご報告させていただいており、第2回の検討内容につきましては、

2ページ目よりご報告いたします。第3回、第4回及び第5回の内容につきましては、次回以降の都市計画審議会にてご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。今年度は、3回の都市計画審議会を予定しており、報告内容については、資料右下に記載させていただいております。

次のページをご覧ください。第2回策定委員会にて検討した内容を、抜粋して報告させていただきます。今回策定する立地適正化計画は、ページ左側の知多市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像及び都市づくりの目標と同一の方向を目指していくものです。そこで、知多市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像と都市づくりの目標を継承し、第1回策定委員会にて議論した都市構造上の課題への対応を踏まえ、本計画の策定によって実現を目指す都市づくりの基本的な方向性をページ右側立地適正化の方針として決めました。1つ目の方針は、「若年世代や高齢者から安心して暮らし続けることができるまちとして選ばれる都市づくり」としました。若年・子育て世代を中心とした単身・核家族世帯が安心して暮らし続けることができるような居住地を形成していきます。また、今後特に増加が見込まれる単身・夫婦のみの高齢者世帯の暮らしを支えていくため、都市機能や公共交通ネットワークが整った居住地を形成して参ります。2つ目の方針は、「様々な都市機能が使いやすく配置された都市づくり」としました。車を運転できない高齢者をはじめ市民の方の便利な日常生活を維持するとともに、広域からの集客を高めていくため、朝倉駅周辺において、広域からの集客を高めるための機能を集積します。3つ目の方針は、「都市機能に容易にアクセスできる都市づくり」としました。幹線道路ネットワークの形成を図るとともに、自家用車に過度に依存しなくても移動しやすい公共交通ネットワークの形成を図って参ります。さらに、今後の人口減少に伴い、の利用者が減少し、その運営が厳しくなることが懸念されることから、沿線への居住や都市機能の集積により、公共交通の効率化を図ります。

次のページをご覧ください。本市が目指す都市の骨格構造についてご説明させていただきます。はじめに、「居住地」の考え方についてご説明させていただきます。本市では、今後、人口が減少を続ける見通しであるものの、今から10年後までは、人口密度の大きな低下は見込まれにくく、一部の地区を除き、人口密度はDIDの基準密度である40人/ha以上に維持される見通しです。しかしながら、将来的には、さらに人口が減少を続け、現在の市街化区域のうち、南粕谷や日長台、長浦の既成市街地等において人口密度が大きく低下

する懸念があります。こうした将来の人口動向を踏まえ、3つのエリアを設定しました。当面、今から10年後は、人口密度の大きな低下が見込まれにくく、工業専用地域を除いた、都市機能が広く分布する市街化区域を「エリアA」として設定し、「新市街地エリア」とともに当面の世帯数の増加に対応して参ります。なお、岡田地区については、現状の人口密度が40～60人/haである地区が大半を占め、当面の間に人口密度が大きく低下することが懸念されます。しかしながら岡田地区では、歴史的な街並み景観等を活かした観光・交流を促進するために一定の人口集積を維持していくことが必要であることから、当面は「エリアA」として設定しました。この「エリアA」のうち、将来的にも人口密度の大きな低下が見込まれにくく、公共交通や都市基盤が充実している市街地を「エリアB」として設定し、歩いて暮らしやすい生活圏を形成します。特に、主要な鉄道駅である朝倉駅、巽ヶ丘駅、新舞子駅周辺では、郊外部や集落地に住む高齢者等が居住選択できる場を確保します。その上で、この「エリアA」と「エリアB」を立地適正化計画における「居住誘導区域」として設定する予定です。具体的な設定基準や区域については、第3回の委員会での議論を予定しております。また、都市計画マスタープランにおける10年後を目標年次とする将来フレームで定めた住居系フレームの規模の範囲内で計画的に市街地形成を図る区域を「新市街地エリア」として設定しました。当該エリアについては、市街化区域への編入段階で「エリアB」に位置付け「居住誘導区域」として設定する予定です。なお、市街化調整区域の集落地については、本計画において積極的にまちづくりの方向性を定めるものではありませんが、本計画の関連計画における各種施策を展開し、地域のコミュニティが維持できるように努めていくこととしました。

次のページをお願いします。続いて、ここからは「拠点」と「交通軸」の考え方について、ご説明させていただきます。まず、拠点については、利用人口と都市機能の関係を踏まえ、本市の都市を構成する複数の市街地において生活利便性を確保するため、都市拠点と副次的都市拠点を設定します。都市拠点は、市内外から多くの人を訪れる拠点として、行政機能、商業機能や文化・スポーツ交流機能といった広域機能やまちなか居住を促進する住宅が集積する拠点とします。市全域で1箇所とし、市役所等の公共施設やスポーツ施設等の市内外からの多くの利用者を想定する施設が集積する朝倉駅周辺を設定しました。副次的都市拠点は、都市拠点を補完し、市民の生活を支える上で必要となる商業、文化、医療・福祉機能等の地域機能が集積する拠点、または、都市拠点を補完し、地域機能の中

でも特に観光や文化に関わる機能が集積する拠点とします。副次的都市拠点については、1～3万人程度の人口規模をもつ北部、東部、南部地域に位置付けることとし、北部は商業施設が集積する都市計画道路の東海知多線沿道、東部地域は巽ヶ丘駅周辺、南部地域は新舞子駅周辺を設定し、これらを副次的都市拠点の人口密度増進タイプとしました。また、中部地域は、人口規模が1万人未満であるものの、歴史的な街並み景観が残る岡田中央地区があり、観光や交流の観点から、当該地区を副次的都市拠点の人口密度維持タイプとして設定しました。その上で、この「都市拠点」と「副次的都市拠点の人口密度増進タイプ」を立地適正化計画における「都市機能誘導区域」として設定する予定です。具体的な設定基準や区域については、第3回の委員会での議論を予定しております。「交通軸」については、鉄道とバスを公共交通軸として位置付けるとともに、地域高規格道路、主要幹線道路及び幹線道路を、交通軸として位置付けました。

次のページをお願いします。居住誘導区域、都市機能誘導区域及び交通軸の形成方針について示しております。本ページの左側に、居住誘導のイメージ図を示しております。当面、今から10年後は、黄色で示した、「エリアA」や緑色で示した「新市街地エリア」では、現在の居住を維持しながら、若年・子育て世代の居住を誘導して参ります。また、オレンジ色で示した、「エリアB」では、現在の居住を維持しながら、若年世代から高齢者まで幅広い世代の居住を誘導します。10年後以降は、「エリアB」では、引き続き居住を維持しながら、単身・夫婦のみ等の高齢者世帯を中心としたゆるやかな誘導を図ることとしますが、「エリアA」では、将来の人口動向によっては、居住の積極的な誘導は図らず、居住・コミュニティ維持に努めることとします。

続いて本ページの右側、都市機能の誘導方針及び交通軸の形成方針について、ご説明させていただきます。朝倉駅周辺の「都市拠点」では、行政機能、商業機能や文化・スポーツ交流機能といった、広域からの利用が見込まれる機能を誘導します。また、東海知多線沿道、巽ヶ丘駅周辺、新舞子駅周辺の「副次的都市拠点」では、「エリアB」の居住者の生活利便性を支えるために必要な機能を誘導します。なお、「エリアA」に広く分布し、日常的な利用が見込まれる生活機能については、当該区域への居住誘導により、人口密度の維持・向上を図ることで、現在の機能の維持・活用を図ることとします。

続いて、交通軸の形成方針について、ご説明させていただきます。鉄道については、事業者と協力して、利用促進を図って参ります。また、バス路線については、既存路線沿線

への居住の誘導等により、既存路線やサービス水準の維持を図るとともに、鉄道駅やエリアA・エリアB及び都市拠点・副次的都市拠点間の連携を図って参ります。さらに、こうした鉄道やバス路線網の果たす機能・役割を補完し、公共交通不便地域を解消する交通手段の確保を検討し、地域の実情に合った総合的な公共交通ネットワークの形成を図ります。また、広域交通軸・市街地連携交通軸として位置付けた地域高規格道路、主要幹線道路及び都市幹線道路については、未整備区間の整備を促進し、幹線道路ネットワークの形成を図ります。

以上のような内容を、策定委員会で検討してまいりました。

報告事項2「知多市立地適正化計画の策定について」説明を終わります。

引き続き3点目は、「大規模災害時における都市計画審議会の臨時招集について」です。

右肩番号2-3の資料をご覧ください。昨今、東海エリアでは、南海トラフにおいて、想定外の被害をもたらす連動型の巨大地震の発生が懸念されております。本市におきましても、強い揺れによる建物の倒壊、市街地における大規模火災の発生、緊急輸送路となる交通網の分断などの被害が発生する恐れがございます。大規模災害時の混乱に対応し、早期にまちを復興するためには、都市計画による復興市街地整備計画や、道路・公園等の都市施設の都市計画決定により、復興の方針を市民に示すことが有効と考えられますが、そのためには、都市計画審議会における審議および議決が必要となります。従いまして、発災後、審議会を開催する態勢が整った段階で委員のみなさまを招集させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。一方、大地震(おおじしん)等の発生直後には、市民生活への大きな混乱が予想され、本審議会の招集も困難になるものと思われま。知多市都市計画審議会条例第5条3項では、「審議会は、委員および議事に関する臨時議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。市といたしましても、臨時の審議会の開催場所、委員のみなさまへの通知の方法等を検討してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

引き続き今後の予定ですが、第2回を8月4日(火)10:00、第3回を12月から1月ごろに開催を予定しております。

事務局からのお知らせは以上でございます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

ないようですので、これもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

【事務局（都市計画課長）】

事務局から一言、お礼を申し上げます。竹内会長におかれましては、長時間に渡り、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。今後の本市、都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いしまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間に渡り、どうもありがとうございました。